

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年九月十九日変更登録した。

昭和三十五年九月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告示 建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消

保安林指定の解除
国有保安林指定の解除予定
解の指定
医療機関の指定
土地改良区の定款変更の認可
土地改良区の成立
麦作改善対策事業補助金交付要綱
鳥取県森林組合併奨励金交付要綱
昭和三十五年九月十六日付け鳥取県告示第四百四十二号中訂正

◇正誤

登録番号

登録年月日

名称

鳥取県知事登録
（ほ）五四六号

昭三四、三、九

今鳥建設

主たる営業所所在地

申請者氏名

（新）鳥取市元魚町一丁目九
（旧）八頭郡郡家町万代寺

今鳥 菊 雄

鳥取県告示第四百五十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消し

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 (ハ)第六一五号 昭三五、一、一四 渡横建設

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
岩美郡岩美町大字岩井 渡横 辰夫 昭三五、九、一二〇

鳥取県告示第四百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消し

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 (ハ)第一五八号 昭三五、六、六 (有) 福田工務店

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
米子市万能町三番地 野沢 邦昭 昭三五、九、一五

鳥取県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

た。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市西福原字堀川尻成一、六〇三ノ一所在の森林

指定の目的 潮害防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 米子市錦町 藤沢忠

鳥取県告示第四百五十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市粟谷町字旧城山（次の図に示す部分に限る。）所

在の森林（国有林）

指定の目的 土砂流出防備のため

解除の理由 給水施設敷地（ポンプ舎及び送電線敷地）とするため

申請者 認定（大阪管林局長の上申による。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県庁農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十九号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号（解の指定）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十月一日から施行する。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「中海日野川総合開発調査局 米子市東町九七」を

「中海日野川総合開発調査局 米子市東町九七」を

鳥取県自治研修所 鳥取市玄好町

に改める。

鳥取県告示第四百六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 管轄保健所名

昭和三十五年 荻原医院 八頭郡河原町大字 郡家保

九月一日 河原一九七ノ三 健所

昭和三十五年 中尾医院 若桜町大字

九月十三日 若桜

鳥取県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、江北土地改良区の定款変更を、昭和三十五年九月十五日認可した。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十二号

米子市和田町大西節夫ほか十六人の者から申請のあつた米子市和田土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十五年九

月十六日成立した。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十三号

麦作改善対策事業補助金交付要綱を次のように定める。
昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

麦作改善対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第一条 県は、麦の生産合理化を図るため、麦作改善対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助率）

第二条 前条に規定する事業及び経費並びにこれに対す

る補助率は、別表のとおりとする。

（添付書類）

第三条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

（申請事項の変更）

第四条 市町村が規則第十一条第一項の規定に基づき事業の内容、経費の配分その他申請にかかる事項を変更し、又は当該事業等を中止若しくは廃止しようとする場合は、次の事項を記載した承認申請書を提出しなければならない。

一 申請事項を変更する場合

イ 変更の内容

ロ 変更の理由

二 事業の中止又は廃止の場合

イ 事業を中止又は廃止しなければならないことになった経過

ロ 事業を中止又は廃止しなければならない理由

2 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

（事業遂行の困難等の報告）

第五条 規則第十七条第二項の規定による事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合における市町村の報告は、次の事項を詳細に記載した報告書でなければならない。

一 事業の遂行状況

二 事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は事業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由

三 今後とるべき措置に関する意見

（実績報告）

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

別表

事業	経費	補助率	軽微な変更	事業の内容の変更
麦作改善推進部落設置事業	市町村が麦作改善推進部落を設置する事業のための機械器具の購入及び麦作改善推進部落の麦作改善事業推進のための指導事務を行なうのに要する経費	二分の一以内	次に掲げる変更以外の変更 経費欄に掲げる経費のうち事務費及び機械器具費の相互間におけるその一の経費の二〇パーセントに相当する額をこえる流用	次に掲げる変更以外の変更 一 麦作改善推進部落の変更 二 栽培方法又は購入する機械の種類若しくは数量の変更

様式第一号

昭和

年度麦作改善推進部落設置事業計画書

- 一 事業の目的
- 二 事業の内容

(一) 麦作改善推進部落設置計画(又は実績)

地域名	地域の範囲	地域の特徴	麦作改善推進部落名	麦作付面積	麦作付比率	麦生産量	平均反収	麦の商品化率
(市町村名)				(町)	(%)	()	()	(%)

- (注) 1 「地域の特徴」は、麦作上の特徴を略記すること。
 2 「麦作付面積」「麦作付比率」「麦生産量」「麦の商品化率」は、それぞれの地域の総数を記載し、()内に推進部落の総数を記載すること。
 3 「麦作比率」は「麦作付面積」を総耕地面積で除し一〇〇を乗じて算出すること。
- (二) 麦作改善推進部落の行なう事業の概要
- (三) 麦作改善対策事業実施計画(又は実績)

推進部落名	栽培方法	施設の利用状況				総事業経費	同上中
		機械の種類	台数	事業実施農家数	事業実施総面積	機械の保管場所	県の補助額
				戸	町		円

- (注) 1 「栽培方法」は「多採穴播」等と記載すること。
 2 「機械の種類」は、「播種機」「刈取機」等と記載すること。

三 経費の配分

区	分	事業経費	補助金額	摘	要
麦作改善推進部落設置事業費		円	円	支出科目	
事務費				(款)	
機械器具購入費				(項)	
合	計			(目)	

四 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

様式第二号

昭和 年度麦作改善推進部落設置事業費収支予算書

一 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△印は減)	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
合 計				

二 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△印は減)	備 考
麦作改善推進部落設置事業費	円	円	円	
事 務 費				
機械器具購入費				
合 計				

(注) 備考欄には、算出内訳を略記すること。

様式第三号

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名 印

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日付 第 号 年度麦作改善推進部落設置事業実績報告書

ので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

- 一 事業実績書
- 二 収支精算書

(注) この関係の様式は、それぞれ様式第一号及び様式第二号に準ずるものとする。

鳥取県告示第四百六十四号

鳥取県森林組合合併奨励金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県森林組合合併奨励金交付要綱

(総則)

第一条 県は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項に規定する施設組合（以下「組合」という。）の規模の適正化を図るため、当該組合相互の合併が行なわれた場合において、当該合併によつて新たに成立した組合又は当該合併後存続する組合（以下「新生組合」という。）に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(合併の計画)

第二条 知事は、組合の組織及び運営を合理的かつ能率的にし、組合員の経済的地位の向上を促進するように規模の適正化を図るため、あらかじめ、組合合併に關する計画を定め、これを合併関係組合に通知し、当該合併について協議すべき旨の勧奨をするものとする。

2 前項の通知を受けた合併関係組合は、遅滞なく、合併関係組合相互において当該合併についての協議を行ない、組合合併後における自己資本の充実、人材の確保、事業分量の増大、組合利用度の向上等組合の自立体制の確保ができるように努めなければならない。

(奨励金の交付)

第三条 第一条の規定による奨励金（以下「奨励金」という。）は、前条第一項の通知を受けた組合が組合合併によつて次の各号に掲げる事項のすべてを満たし、かつ、当該合併によつて事業が活発化し、その経済的自立が期待される新生組合に対して交付するものとする。

一 地区内森林面積が原則として三千ヘクタール以上

であること。

二 払込済出資金の額が五十万円以上であること。

三 常勤役職員が三人以上設置されることが確實であること。

(奨励金の額)

第四条 奨励金の額は、一新生組合につき五万円とする。

(奨励金の交付の申請)

第五条 規則第五条の規定に基づき奨励金の交付を申請する場合における当該申請書に添付すべき同条第三号の規定による書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 組合合併調書（様式第一号）

二 組合振興計画書（様式第二号）

(奨励金の交付の請求)

第六条 規則第二十一条第三号の規定による受入額調書は、様式第三号のとおりとする。

2 規則第二十一条の規定に基づき奨励金の交付を請求する場合における当該請求書に添付すべき同条第四号の規定による書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 組合合併登記簿の抄本

二 組合合併奨励事業現況調書（様式第四号）

(実績報告)

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第五号のとおりとし、当該奨励金の交付の決定のあつた日の属する会計年度経過後一月以内に提出しなければならない。

(提出書類の部数等)

第八条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、二部作成し、所轄山林事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

組合合併調書

組合参加組

代表者氏名

合併登記完了年月日	合併の種類	合併所			代表者氏名
		名	称	地	

様式第2号

組合振興計画書

1 業務執行体制の強化に関する計画

1 役員

区分	人数 (人)	現況		計画						備考		
		常勤	非常勤	年度			年度					
				計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤			
理事	年間報酬額 (千円)											
監事	年間報酬額 (千円)											
理事	年間報酬額 (千円)											
監事	年間報酬額 (千円)											

00232

00233

区分	人数 (人)	現況	計画			備考
			年度	年度	年度	
専従	年間給与額 (千円)					
兼従	年間給与額 (千円)					
その他	年間給与額 (千円)					
計	年間給与額 (千円)					

2 増資計画

区分	年度別	現況	計画			備考
			年度	年度	年度	
出資金	総額		千円			
払込済	出資金			千円		
一口	金額					
出資払込の具体的方法						

00234

3 事業計画及び資金計画

1 教育指導事業

事項	年度別	年度実績	計			面		
			年度	年度	年度	年度	年度	年度

(注) 部落経済会、講習講話会及び研究会の開催並びに組合便り発行、有線放送、普及活動計画等を具体的に記入すること。

ロ 貸付事業

年度別 区分	年度実績 年度末高 千円	計			面			備考
		年度中 貸付総額 千円	年度末 高千円	年度中 貸付総額 千円	年度末 高千円	年度中 貸付総額 千円	年度末 高千円	
公庫資金								
貸付調整金								
造林資金								
造林資金								
経営資金								
設備資金								
造林資金								
経営資金								
設備資金								
その他資金								

00235

ハ 種苗生産事業

区分	年度別 樹種別	年度 計画(A)	年度 実績(B)	達成率 (B/A)	未達成の理由	計			面			苗畑 (ha)			
						年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
山行苗生産(千本)	直	さし杉													
		実生杉													
		ひのき													
		まつ													
		その他													
	計														
委託	さし杉														
	実生杉														
	ひのき														
	まつ														
	その他														
	計														
託	さし杉														
	その他														
	計														

略

計	実生杉								
	ひのき								
	まつ								
計	その他								

ニ 購買事業

区分	年度別 樹種別	年度 計画(A)	年度 実績(B)	達成率 (B/A)	未達成の理由	計			備	考
						年度	年度	年度		
山 行 苗(千本)	さし杉									
	実生杉									
	ひのき									
	まつ									
	その他									
	計									
買	さし杉									
	実生杉									
	計									

略

取	まつ								
	その他								
	計								
	さし杉								
	実生杉								
計	ひのき								
	まつ								
	その他								
計									
その他									

ホ 林産事業

年度別 区分	年度別 計画(A)	年度の 実績 生産総量	計			備	考
			年度	年度	年度		
受 託 材 用	(内パルプ材)	計	年度	年度	年度		
		生産総量	生産総量	生産総量	生産総量		

材 (部)	買取 計	素 (内、パルナ材)	材 (内、パルナ材)	年度の状況				機 械 設 備										
				計	実	計	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度					
木																		
薪																		
その他																		

加工製造事業

年度別 区分	賃 び き	受託製材 買取製材 計	製材 (部) 計	その他	年度の状況				機 械 設 備									
					計	実	計	年度	年度	年度	年度	年度	年度					

ト 販売事業

区 分	年度別	年度の状況				機 械 設 備				備 考		
		計	実	計	年度	年度	年度	年度	年度		年度	
用 材 (部)	受託 製材 計	素 (内、パルナ材)	材 (内、パルナ材)	計								
				実								
				計								
				年度								
用 材 (部)	買取 製材 計	素 (内、パルナ材)	材 (内、パルナ材)	計								
				実								
				計								
				年度								
木	薪	装	(枝)	計								
				年度								
その他	薪	装	(干束)	計								
				年度								
その他	薪	装	(他)	計								
				年度								

ナ 利用事業
a 共同利用施設

※ 賦課金、補助金及び手数料

区分	年度実績 総額 千円	計			総額 千円	年度 算出基礎	総額 千円	年度 算出基礎
		年度		年度 算出基礎				
		総額 千円	算出基礎					
賦課金								
補助金								
手数料								
(内訳)								
造林								
伐採								
造林補助申請取 扱								
伐採許可届出								
受託販売								
受託購買								
受託加工								
伐調取扱								
造林資金取扱								

ル 資金計画

(単位千円)

年度 別	年度の実績			計			年度			年度		
	資金 所要額	調 借入金	達 その他	資金 所要額	調 借入金	達 その他	資金 所要額	調 借入金	達 その他	資金 所要額	調 借入金	達 その他
教育指導事業												
貸付事業												
種苗生産事業												
購買事業												
林産事業												
加工製造事業												
販売事業												
利用品事業												
施業受託事業												
一般管理費等												
計												

オ 損益計算

(単位千円)

区 分	年度別	年度の状況						計										
		計		面		実		年度		年度		年度						
		収益	費用	差引	収益	費用	差引	収益	費用	差引	収益	費用	差引					
教育指導事業																		
貸付事業																		
種苗生産事業																		
購買事業																		
林産事業																		
加工製造事業																		
販売事業																		
利用事業																		
施業受託事業																		
事業総損益																		
事業管理費																		
一般管理費																		
事業外損																		
支益																		

様式第3号

奨励金受入額調査書

区	分	金額	備	考
奨励金交付決定簿				
前回までの受入額				
今回受入額				
残	額			

様式第4号

年度森林組合併奨励事業現況調査書

新生組合の 名称	区域 面積	常勤		払出 資金	合併 完了年月日	備	考
		役員	職員				
	ha	人	人	円			

(注) 奨励金交付の請求時現在において作成すること。

様式第5号

年度森林組合併奨励事業実績報告書

組合の名称	新 生 組 合		併 加 組 合		備 考
	区域内 森林面積 ha	常 勤 職 員 人	区域内 森林面積 ha	常 勤 職 員 人	

正 誤

昭和三十五年九月十六日付け鳥取県告示第四百四十二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

3 下 終りから5 実施 施業

〃 〃 〃 2 実施 施業

〃 4 上 2 実施 施業

〃 〃 〃 5、6 森林区実施計画(三一、四六森林区)のうち四〇、四三森林区 森林区施業計画(三一、三八森林区)のうち三二、三四、三六、三七、三八森林区

昭和三十四年十二月二十五日付け鳥取県告示第六百九十四号森林区施業計画(三九、四六森林区)のうち四〇、四三森林区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
印刷部 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
[定価 一部月極二〇円(配達料共)]